

富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）住宅 一戸建て住宅（店舗や事務所等の用に供されている部分が延べ面積の2分の1未満であるものを含む。）又は共同住宅（長屋を含む。）の住戸とし、賃貸住宅を除くものをいう。
- （2）金融機関等 銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、労働金庫法に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合、農業協同組合法に規定する農業協同組合、その他住宅ローン取扱い金融機関をいう。
- （3）借入金 住宅を新築又は購入することを目的とした金融機関等からの借入金をいう。

（補助対象の区域）

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第2号に掲げる区域とする。

（事業計画の認定の基準）

第4条 次条第4項に規定する事業計画の認定の基準は、制度要綱第7条に規定する「公共交通沿線住宅・居住環境指針」及び「敷地内緑化基準」とする。

（事業計画の認定の申請等）

第5条 第3条の区域において、一戸建て住宅を新築又は購入し、補助金

の交付を受けようとする者は、事業計画を作成し、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画認定申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、住宅の取得に伴う所有権保存登記をした日から起算して6月を経過する日までに行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

（1）市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けている者

（2）建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

（3）自ら居住するための住宅を新築又は購入しようとする者の住所が、富山市まちなか居住推進事業制度要綱第2条第1号に掲げる区域（以下「まちなか」という。）にある者

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（5）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

（6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（7）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に関する事業計画が前条に規定する認定の基準に適合すると認めるときは、事業計画を認定することができる。

5 前項の認定は、第15条の規定による補助金の交付を予約するものとして解してはならない。

（認定の通知等）

第6条 市長は、前条に規定する事業計画の認定をしたときは、速やかに、

その旨を富山市公共交通沿線住宅取得支援事業計画認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の変更）

第7条 第5条の規定による事業計画の認定を受けた者及び第8条の規定による事業計画の地位の承継を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた事業計画に関する住宅において建築基準法第6条に規定する建築確認の変更を要する場合にあっては、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画変更認定申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請に関する事業計画が第4条に掲げる基準等に適合すると認めるときは、事業計画の変更を認定することができる。

3 市長は、前項の認定をしたときは、速やかに、その旨を富山市公共交通沿線住宅取得支援事業計画変更認定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の地位の承継）

第8条 認定事業者の地位を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画地位承継承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第3項の規定に該当する者を除き、認定事業者の地位の承継を承認することができる。

（1）認定事業者が死亡した場合等において、現に同居する親族で引き続き認定を受けた事業計画に従って事業を実施する者

（2）認定を受けた事業計画に基づき建設した一戸建て分譲住宅を、認定事業者から売買契約によって取得する者

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、その旨を富山市公共交通沿線住宅取得支援事業計画地位承継承認通知書（様式第6号）により、

当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の中止又は廃止）

第9条 認定事業者は、第6条の規定による認定の通知があった日以後において、事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画中止（廃止）届（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（事業計画の認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

（1）偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。

（2）認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。

（3）事業計画の認定を受けた日以後において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。

（4）第6条の規定による認定の通知があった日から2年以内に第13条に規定する補助金の交付の申請を行わなかったとき。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、自ら居住するための住宅を新築又は購入することを用途とした金融機関等からの借入金の額（土地の取得に関するものを含む。）に100分の3を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、次の各号に掲げる額を合算した額を限度額とする。

（1）1住戸につき30万円とする。

（2）自ら居住するための住宅を新築又は購入しようとする者が、公共交通沿線居住推進補助対象地区以外から転入する場合は、第1号に定める額に10万円を上乗せするものとする。

（3）自ら居住するための住宅を新築又は購入しようとする者が、第12条第2項に定める要件を満たす場合は、第1号に定める額に10万円を上乗せするものとする。

（補助金の交付対象者）

第12条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第 4 条に規定する認定の基準（共同住宅の場合は、制度要綱第 7 条第 2 項第 1 号に定める「公共交通沿線住宅指針 1－3 共同住宅（取得する場合）」の規定に限る。）に適合した住宅を新築又は購入し、居住していること。ただし、一戸建て住宅の場合は、認定を受けた事業計画の事業が完了しているものに限るものとする。。
- (2) 自ら居住するための住宅を新築又は購入するために金融機関等との借入契約を締結していること。
- (3) 市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けていないこと。

2 前条第 1 項第 3 号の補助金の上乗せを受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住するための住宅を新築又は購入する者の世帯が 6 0 歳以上の高齢者を含むものであるか、または、6 0 歳以上の高齢者を含む世帯と同居するものであること。
- (2) 住宅に居住する人数が 4 人以上であること。
- (3) 住宅の住戸専用面積が 1 2 5 m² 以上のものであること。
- (補助金の交付の申請)

第 1 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市公共交通沿線住宅取得支援補助金交付申請書（様式第 8 号）に、別表第 2 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅の取得に伴う所有権保存登記をした日から起算して 1 年を経過する日までに行うものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 市区町村税を滞納している者
- (2) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (3) 暴力団員
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

(補助金の交付の決定等)

第 1 4 条 市長は、前条の規定による申請があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付の決定及びその額の確定を行い、当該申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、交付の決定及び額の確定の手続を規則第 1 9 条の規定により併合し、富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第 1 5 条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 1 6 条 市長は、第 1 4 条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第 1 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細則)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

第１条 この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この要綱の施行の日までに本要綱第６条の事業計画の認定を受けた者においては、本要綱の規定に関わらずなお従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第1 認定の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出書類一覧及び確認事項（別紙1）	申請者確認欄
富山市公共交通沿線住宅取得事業計画（別紙2）	事業計画の概要
緑化面積算定表（別紙3）	緑化面積の算定内容
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員
外構図	植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、地被類の緑化面積・求積図表等
求積図表（敷地面積・床面積）	敷地面積、床面積の求積（敷地内の建物全て）
各階平面図（住宅部分のみ）	方位、縮尺、寸法、間取り
立面図等（住宅部分のみ）	最高の高さ又は階数
建築基準法の規定による検査済証の写し又は台帳記載証明書（原本）等（中古住宅・建売住宅の場合）	敷地内の建築物について、建築基準法等の規定に適合し、完了検査を受けたことがわかるもの
住宅の登記簿謄本（原本）	住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされている場合のみ提出
その他市長が必要と認めるもの	適宜

別表第2 交付の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出書類一覧及び確認事項（別紙4）	申請者確認欄
申請内訳書（別紙5）	当該住宅の新築及び購入に関する概要
金銭消費貸借契約証書の写し （約款も含め契約書一式）	金融機関等から、土地の取得を含む居住用の住宅を新築又は購入するために借入したことがわかるもの 上記以外の使途の資金が入っている場合はその内訳がわかるもの
市区町村税の納税証明書（原本）	税の滞納がないことを証するもの （概ね1ヶ月以内に取得した最新年度のもので、申請者全員分）
住宅の登記簿謄本（原本）	住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされているもの（事業計画の認定の申請時に提出済みの場合は提出不要）
建築基準法の規定による検査済証の写し又は台帳記載証明書（原本）等	敷地内の建築物について、建築基準法等の規定に適合し、完了検査を受けたことがわかるもの（事業計画の認定の申請時に提出済みの場合は提出不要）
その他市長が必要と認めるもの	適宜